

# 造血細胞移植推進法の 施行から3年が経過して

特定非営利活動法人  
全国骨髓バンク推進連絡協議会

# 法律の目的

## 【名称】

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

(現行)……移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

バンクのための法律 → 患者のための法律

- ◆ 患者がよりよい移植を受けられ、生活の質(QOL)の向上を図ること

# 「見直し」に必要なとする視点

- ① 必要な財源の補助について、国の責務が明確にされているだろうか
- ② 法律に基づいたバンク事業が適切に行われていることを監視・評価できているのだろうか
- ③ 事業当事者の役割分担は適切だろうか
- ④ 患者救済・QOL向上のためにこの法律は本当に寄与しているのだろうか

# 見直し ① 国の責務と補助

(造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保)

**第十三条** 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。

(補助)

**第二十八条** 国は、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、予算の範囲内において、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業に要する費用の一部を補助することができる。

◆国の権限強化＝許可事業、立入検査、改善命令等

◆しかし、国庫補助については何ら責務強化はない

# 見直し ② 事業の評価と患者擁護

## ◆ 事業評価機関の設置

欧米では業務効率化と事業評価を行う第三者機関がバンク事業の調査評価する仕組みが構築されている。

(例) Advisory Council ※アメリカ

## ◆ 患者擁護部門の構築

患者の権利を擁護する理念をもとに、患者・家族への正しい医療情報の提供と相談に応じ、移植や治療の選択のため精神的・経済的支援を行う仕組みが必要である。

(例) OPA = Office of Patient Advocacy ※アメリカ  
WBMT (世界造血細胞移植ネットワーク) には PAAC = Patient Advocacy and Advisory Committee がある

# 見直し ③ 役割分担

- ◆ 国
- ◆ 地方自治体
- ◆ 支援機関(日赤)
- ◆ 骨髄バンク
- ◆ さい帯血バンク
- ◆ 移植・採取病院
- ◆ データセンター
- ◆ 造血細胞移植学会
- ◆ 国民(ドナー)
- ◆ 国民(患者)
- ◆ 日本赤十字社のドナー登録拡大、ドナー募集の業務規定化
- ◆ 献血業務と融合連携した、ドナープール拡大の推進
- ◆ ドナーリクルートと登録業務の一本化
- ◆ 日本赤十字社のドナーコーディネーターへの協力
- ◆ ドナー若年層対策など、地方自治体の行う業務と責務の明確化

# 見直し ④ 患者救済とQOL向上

(例)

患者負担金増額の方針 → 骨髄バンクの経営悪化(収入減)

→ 移植数の減少(さい帯血移植の増加)

→ 長期にわたるドナーコーディネート期間

※現状のコーディネート期間:平均150日

⇒ 短縮目標値の設定 → 90日へ

※ドイツ:60日、アメリカ・韓国:90日

→ 移植数の増大 → 経営改善

コーディネートの迅速化で、移植成績も向上へ

◎コーディネートの抜本的見直し

◎拠点病院と移植病院の連携強化

◎バンクと主治医・HCTC(移植コーディネーター)の連携推進



全協第5321号  
2017年7月7日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

特定非営利活動法人  
全国骨髓バンク推進連絡協議会  
会 長 仲田 順和

### 骨髓バンク事業の見直しの要望書

日頃より、国民の医療と福祉の増進にご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年1月「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」施行から3年を経過しました。つきましては、骨髓バンク事業が抱えている困難を解決し益々発展するよう下記の見直しを要望いたします。何卒、ご検討のうえ法律改正を含む必要な施策を講ぜられますようお願い申し上げます。

#### 記

1. ドナー募集活動の主体は、日本赤十字社（血液センター）とする役割分担を行い規定化してください。
2. 地方自治体は、普及啓発とドナー募集活動を日本赤十字社とともに行う責務を有することを規定化してください。
3. 国及び地方自治体は、日本赤十字社が行う普及啓発とドナー募集活動に対し、必要な財政支援を行う責務を有することを規定化してください。
4. 国及び地方自治体は、普及啓発とドナー募集活動の毎年度目標数と実施計画の作成並びに実施する責務を有することを規定化してください。
5. 国及び地方自治体は、ドナー登録希望者の発掘増進を図るため教育機関等への普及啓発及びドナー候補者が提供しやすい環境の整備等に必要な施策を講ずる責務を有することを規定化してください。
6. 国は、骨髓バンク事業のコーディネート期間短縮化や事業効率化等のための事業評価機関の設置及び患者からの相談に応じ、患者・家族への精神的、経済的な支援活動を行う患者擁護機関の設置等について必要な施策を行う責務を有することを規定化してください。
7. 国は、骨髓バンク事業が患者負担金によらずに安定的な事業運営ができるよう公的な財政支援を行う責務を有することを規定化してください。 以上